

大正10年法 第69類

電気機械器具及其の各部並電気絶縁材料

大正10年法		書換表示		備考
商品	区分	商品	類似群	
電気機械器具				01
発電機	7	発電機	11 A 01	
電動機	7	電動機（陸上の乗物用のもの（その部品を除く。）を除く。）	11 A 01	
	12	陸上の乗物用の電動機（その部品を除く。）	11 A 01	
廻轉變流機	9	回轉變流機	11 A 01	
整流機	9	整流機	11 A 01	
周波数変換機	9	周波数変換機	11 A 01	
電信機	9	電信機	11 B 01	
電話機	9	電話機	11 B 01	
変圧器	9	変圧器	11 A 01	
電気開閉器	9	開閉器	11 A 01	
電流制限器	9	電流制限器	11 A 01	
電流制御器	9	電流制御器	11 A 01	
抵抗器	9	抵抗器	11 A 01	
電熱器	9	電気炉電極	11 D 01	
	11	電気炉	09 A 12	
	11	電気カーペット，電気がま，電気こんろ，電気暖房器，電気布団，電気湯沸かし器	11 A 06	
電気扇風機	11	扇風機	11 A 06	
電鈴	9	電鈴	11 A 06	
真空球	9	真空管	11 C 01	
電気医療器	9	X線管	11 C 01	
	10	電気医療器（家庭用電気あんま器・家庭用電気マッサージ器を除く。）	10 D 01	02
	10	家庭用電気あんま器，家庭用電気マッサージ器	11 A 06	
電気測定器	9	電気測定器	11 A 04	
電池	9	電池	11 A 03	
蓄電器	9	蓄電器	11 A 01	
白熱電燈	11	白熱電球	11 A 02	
弧光燈	11	アーク灯	11 A 02	
電気機械器具用炭素	11	電球類及び照明器具用の炭素棒	11 A 02	
懐中電燈	11	懐中電灯	11 A 02	
被覆電線	9	被覆電線	11 A 05	
電気絶縁材料	17	電気絶縁材料	11 D 01	
電気絶縁碍子	17	絶縁がい子	11 D 01	
電気絶縁用板	17	絶縁用板	11 D 01	
電気絶縁用布	17	絶縁用布	11 D 01	
電気絶縁用紙	17	絶縁用紙	11 D 01	
電気絶縁用護謨製品	17	絶縁用ゴム製品	11 D 01	

大正10年法 第69類

電気機械器具及其の各部並電気絶縁材料

大正10年法		書換表示		備考
商品	区分	商品	類似群	
電気絶縁用混和物	17	絶縁用コンパウンド	11D01	

01 「電気機械器具」の概念は現行の区分になく、また、大正10年法の「電気機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「電気機械器具」の書換表示はできない。

02 「電気医療器」の書換表示も認められる。